

2020 原発のない福島を！県民大集会」アピール

未曾有の原発事故から9年を経過した今もなお、福島県民が心身にうけた傷は癒えることがありません。オリンピックに向けたムード作りが進められ「記憶の風化」が取り沙汰されていますが、風化などしようもないきびしい現実が、いまだに多くの県民の日常を支配しています。帰還困難区域からの避難者約 24,000 人、いわゆる自主避難者約 17,000 人、関連死者は 2 月 5 日現在で 2,302 人にのぼり、原発事故がいかに長期にわたって大規模な被害を生むか、これらの数字が明らかに物語っています。

東京電力は圧倒的な県民の声に押され、遅きに失しましたが、福島第二原発の廃炉を正式に決定しました。この県民大集会の第一目標はひとまず達成されました。しかし廃炉には 40 年以上を要するとされ、そこから発生する膨大な放射性廃棄物の処分の見通しは立っていません。

過酷事故を起こした第一原発では、使用済み核燃料の取り出しも着手すら困難で、完全廃炉を見届けることができるのが一体いつなのか、誰にも予想が付きません。また、トリチウムを含む処理水の貯蔵が限界に近づいているという理由のもと、希釈して海洋に放出する計画案が示されました。漁業者が試験操業を重ねて、ようやく本格操業に向け先が見えてきた段階での海洋放出案であり、漁協の強い反発に直面するのは当然というべきです。

政府は帰還困難区域の一部について避難指示解除を行い、復興の足がかりにしようとしています。常磐線の全線開通も本日、実現にこぎつけました。しかしながら 9 年に及ぶ住民避難は、安易に「復興」を語ることを許さないほどの、取り返しのつかない傷あとを地域に残しています。若い担い手が極端に少なくなるなかで、いったん失われた「ふるさと」を再建するのはとてつもない難事業であり、「奪われた人権の回復」という意味での真の復興は、前途遼遠と言わねばなりません。

全国で原発事故をめぐる裁判が行われています。国と東京電力に損害賠償を求める裁判が各地で提起されました。注目された東電元幹部の刑事責任を問う裁判は、地裁段階で全員無罪という納得しがたい結果となりましたが、裁判はまだ続きます。他方では、広島高裁で四国電力伊方原発 3 号機の運転差し止めを命じる仮処分の決定が下されました。関西電力と地元自治体元幹部との癒着が暴露され、これも各地の原発の運転再開にブレーキをかけています。福島原発事故後に安全審査基準が強化され、建設・運転コストは膨らむ一方で、経営面でも原子力発電は厚い壁に突き当たっています。そして福島原発 10 基を含め、すでに 24 基が廃炉となることが決まっています。原発事故が引き起こした衝撃は、諸方面に及び、もはや原子力発電に未来のないことを世界に示しています。

東電福島第一原発の過酷事故は、終わりの見えない被害をこの地にもたらしました。おそらくは半世紀以上、県民は日本史上最大のこの公害と否応なく付き合っていかなければならないでしょう。本当の意味での「原発のない福島」の実現には、まだまだ時間がかかります。私たちは「人間の復興」と「地域の復興」を図りつつ、二度とこのような事故を起こさせない、そして私たちのような被害者を再び生じさせないために、この地で何が起こったのかを、世界に、そして次の世代に発信し続けなければなりません。それは、この悲惨な経験をくぐった私たち福島県民の、歴史的使命ともいえるでしょう。手をたずさえ、ともに前進しましょう。

2020 原発のない福島を！県民大集会